

開発費の取扱いの検討

1. これまでの経緯

当委員会は、平成21年12月に「無形資産に関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ審議を行っていたが（これまでのコンバージェンスの対応については、2. (3)「コンバージェンス関連」で詳細に検討）、包括利益の表示の我が国会計基準への導入の検討を契機として、上場会社の個別財務諸表に関する連結先行のあり方が議論となった。

平成22年8月の企業会計審議会において、当財団が、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなり、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、「単体財務諸表に関する検討会議」が設置され、平成22年10月より開催されている。

2. 結論を導く上での検討事項

(1) 会計処理の考え方からの検討

「開発費は一律に費用処理することが合理的とする考え方

- 研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえないため、研究開発費を資産として貸借対照表に計上することは適当でない（研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書 三 2）¹。
- 実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがある（同意見書 三 2）。（この点については(2)で検討）

「一定の要件を満たす開発費は資産計上することが合理的とする考え方

- 基準の画一性は会計情報の比較可能性を高める反面で、経営者による有用な情報が制約される懸念もある。研究開発の資産価値は、投資家が将来の成果を予測して自ら評価するものであり、成果の予測に役立つ情報が求められる。その観点から資産の評価と費用の配分の目的適合性と信頼性のバランスを検討する必要がある²。

¹ 現行基準作成当時と状況に変化はなく、むしろ、技術革新のスピードは上がっており、失敗するリスクが高まっているため、健全性の観点からも費用計上を維持すべきという意見がある。

² 斎藤静樹「企業会計とディスクロージャー（2010年）」P11,97を参照した。同書において、経営者と投資家の間に情報の非対称性がある以上、情報を開示しない会社の収益性とリスクは、実態の不透明な企業群の平均でとらえられるほかはなく、（平均より上の）会社は経営の状況を自

- 研究開発支出は、その成果や内容に関して、見えざる資産という性質上、企業内部者と外部者間の情報の非対称性が大きくなりがちである。それゆえ、比較可能性を犠牲にしたとしても、研究開発に関して経営者が有している情報が企業外部に明らかにされることの価値は大きい³。
- 企業が開発を行うのは、それによる経済的便益を期待してのことであり、企業が存続している以上、研究開発の成功はあるはずなので、一律に費用処理とするより、資産と認識すべきものがある場合にそれらを識別する会計基準の方が高品質であると評価できる⁴。

(2)6 要件（「参考1」参照）による資産計上は適当か

- 6 要件は、抽象度が高く、幅広い解釈が行われる可能性がある。抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがあり、また、6 要件の判断に要するコストに相応するベネフィットはないという意見がある⁵。

上記を前提として、ガイドラインを設けるべきとの意見と、ガイドラインを設けても主観性は残るためあまり効果的ではないとの意見がある。

（参考）

- より整合的な判断を確保するために、当委員会の無形資産論点整理において、明示的に市場関係者に広くアイデアを募ったが具体的な提案はなかった。
- 当委員会が調査した範囲では、IFRS を適用する欧州企業において、企業により計上の

ら市場に伝えて、資本の調達コストを下げようとするはずであるとの指摘もある（同 P9）。

³ 中野誠「研究開発活動の会計学、企業会計（2008年6月）」。なお、伊藤邦雄編著「無形資産の会計（2006年）第9章（八重倉孝担当）」において、米国の研究開発費会計の研究について、以下の指摘がある。「研究開発費を即時費用化せず、何らかの形で資産化した方が会計情報の有用性を高めることを示す先行研究が多数存在している。多くの研究は Value-relevance テストの枠組みで、株価または株式のリターンに対する会計数値の説明力を比較することによって、資産化による会計情報の有用性が相対的に高いことを示している。」「研究開発費を即時費用化することによって、会計情報の有用性が高まることを示す研究は（わずかに研究の価値がきわめて限られたものを除き）見あたらない。」ただし、本書における実証分析では、「投資意思決定の観点からは双方の会計処理に優劣をつけることは困難であることを示している。」としている。

⁴ 昨年の委員会における万代勝信前委員の発言を参照した。

⁵ 実務上の懸念としては、以下のような意見がある。個々の開発プロジェクトごとに、研究と開発を識別し、開発について6要件を立証して、事後の進捗も管理する仕組み（監査対応を含む）を構築するためには、非常に大きな事務負担が求められる。経営管理上従来から使われてきた数値ではなく、6要件による収益獲得の蓋然性が高い（収益獲得が確実ではない）開発費の資産計上及び償却を通じて研究開発活動の経営管理を行っていくことが、企業にとって意義が乏しく増大する事務負担に見合わない可能性がある。また、その結果、財務会計と管理会計が乖離することにより、経営コストが増加する可能性がある。

実務に大きなばらつきが生じている。一方で、計上の実務が業界ごとに分かれる傾向もみられ、例えば、調査対象会社の範囲において、製薬業界及び食品・飲料業界では、すべての会社が結果として開発費の資産計上を行っていないが、自動車（完成車）業界、重電業界及び電機業界では、すべての会社が開発費の資産計上を行っている。（「参考2」参照）

- 日本基準として当委員会が開発していく場合、IAS38の6要件の解釈となる可能性があり、他のプロジェクトとの関係も踏まえる必要がある。

(3) コンバージェンス関連（無形資産プロジェクトの経緯等について「参考3」参照）

同等性評価について

- ✓ EUは、2007年（その後2年間延長）から、EU域内で上場や資金調達を行う外国企業にIFRS又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけた。欧州証券規制当局委員会（CESR）は、2005年7月に、日本基準について、全体としてIFRSと同等としつつも、26項目にわたる差異を指摘し、これらについて一定の補完開示を求めた。開発費の資産計上と企業結合により取得した研究開発は、当該26項目に含まれていた⁶。
- ✓ 後述する2007年8月の東京合意では、CESRが指摘した補正措置項目については、2008年中に対応することとされた。東京合意を踏まえたプロジェクト計画表（2007年12月公表）では、「無形資産（研究費・開発費）」は同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）であったが、2008年2月の委員会において、企業結合により取得した仕掛研究開発に対応が絞られ、社内開発費については、IASB/FASBの動向を踏まえて対応するものとされ、同等性評価の短期項目からは除外された。
- ✓ なお、同等性評価については、2008年3月に、全体として評価するホーリスティック・アプローチに転換し、最終的に、欧州連合（EU）の欧州委員会（EC）は、2008年12月に、日本基準を欧州で使用されているIFRSと同等とする決定を行った⁷。

開発費の資産計上は、26項目の1つとして指摘されていた重要な差異であることから、開発費を資産計上としなかった場合、今後、同等性評価に影響を与える可能性があるとの意見も聞かれる。

東京合意との関係⁸

⁶ これらの項目の補正措置は、IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響（損益又は株主持分への税引前後の影響）の表示（「開示B」に該当）とされた。

⁷ なお、ECは、各国におけるIFRSへの移行に向けた努力を継続して注視するとしている。

⁸ なお、東京合意のポイントとして、日本が一方向的にIFRSに合わせるという形ではなく、従来通り、対等な立場でコンバージェンスを進めるものであること、基準のコンバージェンスにあたっては、規制当局を含む関係者と十分に協議しつつ、それぞれのデュー・プロセスにしたが

- 2006年10月のプロジェクト計画表では、「無形資産（含む開発費）」と「企業結合（取得研究開発）」は、それぞれEUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（2005年にCESRが指摘した補正措置項目）に含まれていた。なお、無形資産は2006年2月に公表されたIASB/FASBのMOU項目であったこともあり、開発費については、「IASB/FASB議論を踏まえ検討」とされた。
- 2007年8月の東京合意を踏まえた新たなプロジェクト計画表（2007年12月公表）においては、表現は修正されたものの、内容に変化はない⁹。
- その後、企業結合により取得した仕掛研究開発の取扱いについては、IFRS、米国基準及び日本基準の中で日本基準だけが異なる取扱いとなっていたこと等から、2008年2月の委員会において、まず、企業結合により取得した仕掛研究開発の取扱いに焦点を絞ることとされた。その結果、2008年9月に更新されたプロジェクト計画表においては、「無形資産（仕掛研究開発）」が2008年中に解決すべき短期項目（同等性評価に関連するプロジェクト項目）とされ、「自社開発については、IASBとFASBの動向を踏まえて対応」「IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定」と示されている。
（その後、2008年12月に、ASBJは、東京合意に掲げた短期コンバージェンス・プロジェクト項目が終了したことを公表している。）
- 一方、2008年9月に更新されたプロジェクト計画表において、主として、のれんの償却に関する企業結合プロジェクトの検討と併せて、無形資産の体系的な会計基準の検討が必要ではないかという観点から、「無形資産」を既存の差異プロジェクトに含めている¹⁰。これは、無形資産の体系的な会計基準を目標としたものであり、開発費の取扱いはその中の1つの論点として含めている¹¹。

IASBとFASBの動向との関係

って行うこと及びコンバージェンスの時期を明示したことが挙げられている（西川郁生「会計基準のグローバル・コンバージェンスに向けたASBJの戦略 東京合意を公表して」季刊会計基準第18号（2007年9月））。

⁹ 無形資産（研究費・開発費）はEUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）に含まれ、社内開発費については、「IASB/FASBの動向を踏まえて対応」とされた。

¹⁰ 「無形資産」は、既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）とされ、「開示拡充、体系的な会計基準の整備等」と示されている。なお、無形資産は当初IASB/FASBのMOU項目であったが、2007年12月にIASB/FASBは議題として取り上げないことが決定されている（2008年9月に更新されたMOUのプロジェクトから無形資産は除かれている）。

¹¹ 2008年10月の無形資産専門委員会では、社内開発費の取扱いについては、IASBとFASBの動向を注視して検討を行っていくこととされているが、それも含めて無形資産に関する開示の拡充、体系的な会計基準の整備等の検討を進めることが見込まれていることが説明された。また、2009年4月の委員会では、プロジェクトの課題として、無形資産の体系的な会計基準の開発を最終目標とし、当面はそのために検討を要する論点（研究開発費を含む）を整理してこれを公表し市場関係者の意見を求める作業を行うことが説明された。

- IFRS の処理と米国会計基準の処理が異なっており、現状で IFRS にコンバージェンスを図っても、再度変更する必要が生じる可能性があるため、現時点で変更することには慎重であるべきであり、議論を継続すべきであるという意見がある。

ディスカッション・ポイント 1

以下の各々のステップごとに、ご意見をお伺いしたい。

ステップ 1

- ✓ 会計の考え方からは、開発費の資産計上と費用処理のどちらの考え方がより適切と考えるか。

ステップ 2

- ✓ コンバージェンスの観点から、開発費の資産計上についてどのように考えるか。

ステップ 3

- ✓ 上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。（資産計上すべきと判断する場合にはディスカッション・ポイント 2 についてもご意見をお伺いしたい）

(4) 連結先行に関する検討

- この検討は、連結財務諸表において開発費を資産計上することとした場合にのみ必要となる。
- 企業会計審議会が示しているコスト・ベネフィットの比較衡量の観点（「参考 4」参照）から開発費について整理する。なお、平成 22 年 6 月の「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の概要報告は、「参考 5」を参照。
- 連結先行を検討する際、IFRS を連結に導入している欧州では、単体財務諸表との関係、関連諸制度との関係で様々な工夫がなされていると思われるため、それらの事例も参考にすべきという意見が聞かれている。詳細は、参考資料を参照。

連単一致とする場合のコスト・ベネフィット コスト（デメリット）

- 税務上、「試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの費用の額」は、製造原価に含めないことが認められている（法人税基本通達 5-1-4(2)）。また、研究開発税制として、研究開発費に関する各種の税額控除が認められている。無形資産の会計基準において、一定の要件を満たす開発費を資産計上することとした場合、現行の税務上の取扱いが引き続き認められなくなり、キャッシュアウトフローが増加する可能性があることが懸念されている。

- 開発費の資産計上については、連単ともに、以下のような懸念がある（詳細は、(1)で検討した「開発費は一律に費用処理することが合理的とする考え方」を参照）。連結先行した場合は、単体については当該懸念に一定の範囲で対応することができるが、連単一致とした場合は、連単ともに懸念が残ることとなる。
 - ・ 将来の収益獲得は不確実であり、資産の過大計上となるおそれがある。
 - ・ 企業間の比較可能性が損なわれるおそれがある。

（参考）

- のれん等調整額（のれんの二分の一の額と繰延資産の合計額）が資本金・準備金の合計額を超える場合の差額は、分配可能額から控除する規定がある（会社計算規則第158条第1号）。無形資産の会計基準において、一定の要件を満たす開発費を資産計上とした場合、分配可能額の取扱いについては、会社計算規則において判断される。

ベネフィット（メリット）

- 連結先行とする場合のコスト（デメリット）への懸念に対応できる。

連結先行とする場合のコスト・ベネフィット

コスト（デメリット）

- 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計基準とすると、企業グループ全体では実態に違いはないにもかかわらず、吸収合併や事業分離により財務情報が変わることから、投資家による企業の財務内容の理解を阻害する可能性がある。
- 投資家に対して、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる数値に基づく情報提供を行うことになることから、業績評価にあたり、場合によっては投資家の理解可能性を妨げる可能性がある。
- 連結の情報提供だけのために、個々の開発プロジェクトごとに、研究と開発を識別し、開発について6要件を立証して、事後の進捗も管理する仕組み（監査対応を含む）を構築する等の連結修正を行うための追加の事務負担が必要となる。
- 連結先行による連結と単体のズレを解消するための要件が見出しにくく、両者の会計処理が長期にわたって分離してしまう懸念がある。

ベネフィット（メリット）

- 連単一致とする場合のコスト（デメリット）への懸念に対応しようとするものである。

ディスカッション・ポイント2

- ✓ 仮に連結ベースで開発費を資産計上することとした場合、連単一致のコスト・ベネフィットと連結先行のコスト・ベネフィットを踏まえ、単体の取扱いをどのように判断

するか。

（以上）